

○白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例

(昭和48年9月29日条例第38号)

改正	昭和53年12月22日条例第63号	昭和59年10月1日条例第12号
	平成3年3月18日条例第5号	平成6年12月26日条例第41号
	平成11年3月15日条例第6号	平成12年3月24日条例第28号
	平成12年6月30日条例第46号	平成12年12月26日条例第61号
	平成13年3月13日条例第22号	平成14年3月20日条例第11号
	平成14年9月20日条例第19号	平成16年6月29日条例第11号
	平成18年9月15日条例第42号	平成20年3月19日条例第13号
	平成20年9月12日条例第29号	平成21年3月23日条例第9号
	平成24年3月16日条例第6号	平成27年3月13日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 乳幼児等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に乳幼児等を監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (ウ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (エ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (オ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - (カ) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 医療費 対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) 一部負担金 規則で定める一部負担金をいう。
- (6) 基本利用料 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (7) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (8) 付加給付 医療保険各法の被保険者又は組合員の被扶養者の医療費のうち

当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、本町の区域内に住所を有する世帯に属する乳幼児等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている乳幼児等
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児等

(受給資格者の登録)

第4条 保護者は、町長に受給資格者の登録申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給資格証を交付しなければならない。

(助成範囲等)

第5条 助成の範囲は、第3条に規定する受給資格者の入院、入院外及び指定訪問看護に係る医療費から受給者が負担すべき基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額とし、その受給資格者の保護者に対して助成するものとする。

2 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるとときは、その超える額を助成することができる。

(助成の方法及び期間)

第6条 前条の助成は、その助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めるときは、保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

3 第1項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して3年以内とする。

(届出の義務)

第7条 保護者は、受給資格者が受給資格を喪失したとき又は届出事項に変更があったときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正な行為により第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年10月1日から施行する。
- 2 白糠町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年白糠町条例第30号)は、廃止する。

附 則(昭和53年12月22日条例第63号)
この条例は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和59年10月1日条例第12号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月18日条例第5号)
この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年12月26日条例第41号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
(標準負担額に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第2条中「健康保険法第43条の17第2項に規定する標準負担額」とあるのは、「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額)」とする。

附 則(平成11年3月15日条例第6号)
この条例は、平成11年4月1日から施行する。

- 附 則(平成12年3月24日条例第28号)抄
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月30日条例第46号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の白糠町乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月26日条例第61号)
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月13日条例第22号)
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする改正規定、第9条の改正規定及び同条を第8条とし、第10条を第9条とする改正規定は平成13年4月1日から、第3条に1号を加える改正規定は同年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例施行の際、平成13年3月31日以前に生まれた乳幼児に係る医療費の助成については、改正後の白糠町乳幼児医療費助成に関する条例(以下「改正後の条

例」という。)第3条第3号の規定は適用しない。

- 3 改正後の条例第3条第3号の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月20日条例第11号)
この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月20日条例第19号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の白糠町乳幼児医療費助成に関する条例(中略)の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成16年6月29日条例第11号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の白糠町乳幼児医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月15日条例第42号)
この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日条例第13号)
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月12日条例第29号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月23日条例第9号)
この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月16日条例第6号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月13日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則

(昭和48年9月29日規則第20号)

改正	昭和58年7月27日規則第22号	平成6年12月30日規則第43号
	平成9年9月17日規則第26号	平成12年6月30日規則第50号
	平成13年3月30日規則第9号	平成14年9月30日規則第36号
	平成16年9月30日規則第21号	平成17年9月30日規則第26号
	平成18年9月29日規則第49号	平成19年6月15日規則第40号
	平成20年3月31日規則第34号	平成20年9月29日規則第43号
	平成20年12月25日規則第51号	平成24年6月19日規則第23号
	平成27年3月31日規則第12号	平成27年12月30日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年白糠町条例第38号以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第1条の2 条例第2条第5号の規定による一部負担金は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法に規定により負担すべき額(基本利用料及び食事療養標準負担額を除く。)に相当する額から高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第14条の規定の例により算定した高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず44,400円とし、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず12,000円とする。
- (2) 前号の場合において、受給者が3歳未満(3歳に達する日の属する月の末日までの期間を含む。)又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合は除くものとする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の3 前条第1号の場合であって受給者が条例第2条第6号に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(受給資格者の登録申請)

第2条 条例第4条の規定により受給資格者の登録をしようとする者は、乳幼児等医療費受給資格登録申請書(別記様式第1号。以下「登録申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者であることを証する書類(以下「被保険者証等」という。)
- (2) 保護者(乳幼児等の生計を主として維持する者に限る。)の所得の状況を明らかにする書類
- (3) 第1条の2第2号に規定する者(その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。)にあっては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができ

るものとする。

(受給資格者の決定及び受給資格証の交付等)

第3条 町長は、前条の規定により登録申請書の提出があったときは、必要な審査を行い、当該申請者が条例第3条に規定する要件に該当すると認めるときは、乳幼児等医療費受給資格者決定通知書(別記様式第2号)により当該登録申請者に通知し、乳幼児等医療費受給資格証(別記様式第3号。以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。

- 2 前項の場合において、登録申請者が条例第3条に規定する要件に該当しないと認めるときは、乳幼児等医療費受給資格者不承認通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により交付する受給資格証は、乳幼児等が12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「小学生以下」という。)にあっては、毎年7月1日から7月31日までの間及び12歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度末に更新するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(受給資格証の有効期限)

第4条 小学生以下の受給資格証の有効期限は、毎年7月31日までの範囲内とする。ただし、12歳に達する日以後の最初の3月31日を超えないものとする。

- 2 乳幼児等が12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日以降の者の受給資格証の有効期限は、15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までとする。

(受給資格証の再交付)

第5条 受給資格者は、受給資格証を汚損し、破損し、又は亡失したときは、乳幼児等医療費受給資格証再交付申請書(別記様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出し、受給資格証の再交付を受けなければならない。

- 2 受給資格証を汚損し、又は破損した場合の前項の申請には、再交付申請書に当該受給資格証を添付するものとする。

3 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後亡失した受給資格証を発見したときは、直ちに発見した受給資格証を町長に返還しなければならない。

(受給資格証の提示)

第6条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給資格証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

(条例第5条第2項に規定する額等)

第6条の2 条例第5条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(助成の申請)

第7条 条例第6条第1項の規定による助成の申請を町長が指定する保険医療機関等が受けようとするときは、当該医療費のうち町が助成すべき額について乳幼児等医療費請求書(別記様式第6号)に乳幼児等医療費請求内訳書(別記様式第6号の2)を添付し、町長に請求するものとする。

- 2 条例第6条第2項の規定による助成を保護者が受けようとするときは、乳幼児等医療費支給申請書(別記様式第6号の3)に医療が行われたことを証明する書類を添

付し、町長に請求するものとする。

3 第1項に規定する請求は、医療を受けた月ごとにまとめ翌月の1日から10日までに行うものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、随時行うことができる。

(助成金の決定等)

第8条 町長は、前条の規定による請求を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めるときは、同条第1項の場合においては乳幼児等医療費決定通知書(別記様式第7号)により当該保険医療機関等に、同条第2項の場合においては乳幼児等医療費助成金交付決定書(別記様式第7号の2)により当該保護者に通知し、支払いを行うものとする。

2 前項の助成金の交付の時期は、当該申請書の提出があった月から翌月末日までとする。

(受給資格の喪失及び受給資格証の返還)

第9条 受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 本町に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 条例第3条ただし書に該当するに至ったとき。

2 保護者は、前項の規定に該当するときは、乳幼児等医療費受給資格喪失届書(別記様式第8号)を町長に提出し、受給資格証を返還しなければならない。

(変更の届出)

第10条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは乳幼児等医療費受給資格変更届書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(1) 加入している医療保険に変更があったとき。

(2) 住所に変更があったとき。

(3) その他申請事項の内容に変更があったとき。

(台帳の備付)

第11条 町長は、乳幼児等医療費給付登録台帳(別記様式第10号。以下「登録台帳」という。)を備えなければならない。ただし、登録台帳に記載すべき事項を確実に記録し、これを適正に管理及び利用できる場合は、当該登録台帳を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に代えることができる。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

2 白糠町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第13号)は廃止する。

附 則(昭和58年7月27日規則第22号)

この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則(平成6年12月30日規則第43号)

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則(平成9年9月17日規則第26号)

この規則は、平成9年9月19日から施行する。

附 則(平成12年6月30日規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白糠町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月30日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条を削り第1条の次に2条を加える改正規定及び附則の次に別表を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、平成13年3月31日以前に生まれた乳幼児に係る受給資格証の有効期限は、改正後の白糠町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則第5条の規定にかかわらず、当該乳幼児が6才に達する日の属する月の末日までとする。

附 則(平成14年9月30日規則第36号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成16年9月30日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白糠町乳幼児医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月30日規則第26号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第49号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年6月15日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第34号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月29日規則第43号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月25日規則第51号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成24年6月19日規則第23号)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則の規定は平成24年4月1日から適用する。

2 平成24年4月1日から同年5月31日までの間は、別表(第2条関係)の規定中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額	児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第113号)による改正前の児童手当法施行令(昭和46年政令第281号。以下この項において「旧児童手当法施行令」という。)第11条において準用する第1条に定める額(第11条において読み替えた後の額)
児童手当法施行令第2条	旧児童手当法施行令第11条において準用する第2条
児童手当法施行令第3条	旧児童手当法施行令第11条において準用する第3条

附 則(平成27年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の白糠町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月30日規則第28号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町保育の必要性の認定に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町児童福祉法施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の白糠町児童福祉法施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町児童福祉法施行細則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 この規則の施行の際現に提出されている第4条の規定による改正前の白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町養育医療の給付等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 この規則の施行の際現に提出されている第5条の規定による改正前の白糠町養育医療の給付等に関する規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町養育医療の給付等に関する規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 この規則の施行の際現に提出されている第6条の規定による改正前の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この規則の施行の際現に提出されている第7条の規定による改正前の白糠町精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町

精神障がい者医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町地域生活支援事業条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第8条 この規則の施行の際現に提出されている第8条の規定による改正前の白糠町地域生活支援事業条例施行規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町地域生活支援事業条例施行規則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正に伴う経過措置)

第9条 この規則の施行の際現に提出されている第9条の規定による改正前の白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の白糠町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の様式によるものとみなす。

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号(第3条関係)

乳幼児等医療費受給資格登録申請書

[別紙参照]

別記様式第2号(第4条関係)

乳幼児等医療費受給資格者決定通知書

[別紙参照]

別記様式第3号(第4条関係)

乳幼児等医療費受給資格証

(その1)

[別紙参照]

(その2)

[別紙参照]

別記様式第4号(第4条関係)

乳幼児等医療費受給資格者不承認通知書

[別紙参照]

別記様式第5号(第6条関係)

乳幼児等医療費受給資格証再交付申請書

[別紙参照]

別記様式第6号(第8条関係)

乳幼児等医療費(請求事務取扱手数料)請求書(控)

[別紙参照]

乳幼児等医療費(請求事務取扱手数料)請求書

[別紙参照]

別記様式第6号の2(第8条関係)

乳幼児等医療費請求内訳書(控)

[別紙参照]

別記様式第6号の3(第8条関係)

乳幼児等(医療費/高額医療費)支給申請書

[別紙参照]

別記様式第7号(第9条関係)

乳幼児等医療費(請求事務取扱手数料)支払決定書

[別紙参照]

別記様式第7号の2(第9条関係)

乳幼児等医療費助成金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第8号(第10条関係)

乳幼児等医療費受給資格喪失届出書

[別紙参照]

別記様式第9号(第11条関係)

乳幼児等医療費受給資格変更届出書

[別紙参照]

別記様式第10号(第12条関係)

乳幼児等医療費給付登録台帳

[別紙参照]